



《会計・税務の知識》 確定申告における留意点—平成26年分—

はじめに

今年も確定申告の時期が近づいてきました。平成26年分から適用開始されるものや変更されるものがあります。

そこで、本稿では平成26年分の確定申告において注意すべき点の概要をいくつか紹介します。

1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）

居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等、譲渡所得等については、所得税が課税されません。

2. 上場株式等の配当等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、税率が20%（所得税15%、住民税5%）になります。

また、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

3. ゴルフ会員権売却損の損益通算適用除外

平成26年4月以後の、ゴルフ会員権やリゾート会員権の売却損は、給与や不動産所得等の他の総合課税の所得との損益通算ができません。

4. 住宅ローン控除

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の概要は次のようになります。

居住年	借入限度額	控除率	控除限度額	最大控除額
25年1月～ 26年3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
26年4月～ 29年12月	4,000万円		40万円	400万円

平成27年度税制改正により、平成31年6月までの居住まで適用期限が延長される見込みです。

5. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者については、その贈与により取得をした住宅取得等資金のうち非課税限度額までの金額は、贈与税が課税されません。（措法70の2①）

具体的な非課税限度額については、次のようになります。

平成26年の住宅取得等資金の贈与	非課税限度額
省エネ等住宅の場合	1,000万円
上記以外の場合	500万円

平成27年度税制改正により、非課税限度額が拡大され、適用期限が平成31年6月まで延長される見込みです。

6. 事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等

個人の白色申告者で、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える者に課されていた記帳義務・記録保存義務が、それ以外の事業所得者等についても、同様に課されることになりました。

本改正は、平成26年1月1日以後に事業所得者等に該当する者について適用されます。

7. 国外財産調書制度の罰則

12月31日において、合計で5,000万円を超える国外財産を有する日本居住者は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署へ提出しなければなりません。平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について、偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなります。

おわりに

本稿では概要をご説明しましたが、特例適用にあたっては具体的な要件がございます。該当するものがある方という方は事務所までお問い合わせください。（担当：齋藤）